

吹田市立学校運動場ナイター施設に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市立学校運動場ナイター施設使用料条例（昭和58年吹田市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、条例第1条に規定するナイター施設の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 ナイター施設を使用することのできる時間は、午後6時から午後10時までの時間の範囲内で、ナイター施設を設置する学校ごとに市長が別に定める。

(使用の申請等)

第3条 ナイター施設を使用しようとする団体は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の名称、所在地、電話番号及び担当者の氏名（以下「名称等」という。）

(2) 使用日時、使用施設、使用目的及び使用人数（以下「使用日時等」という。）

2 市長は、使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用許可書を交付する。

3 1の申請により許可を受けることができる使用時間は、ナイター施設を設置する学校ごとに市長が別に定める。

(使用の取消し)

第4条 使用許可書の交付を受けた団体（以下「使用者」という。）は、ナイター施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なくその旨を市長に申し出なければならない。

(使用料の減額又は免除)

第5条 条例第3条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。

(1) 市が公用で使用する場合

(2) その他市長が必要があると認める場合

2 前項の場合において、減額し、又は免除する使用料の額は、市長が別に定める。

3 使用料の減額又は免除を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の名称等

(2) 使用日時等

(3) 減額又は免除の理由

(使用料の還付)

第6条 条例第4条ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由によって使用することができない場合 使用することができなかった時間に係る既納使用料の10割
 - (2) 使用者が使用しようとする日（以下「使用日」という。）の10日前までに使用の取消しを申し出た場合 既納使用料の10割
 - (3) 使用者が使用日の3日前までに使用の取消しを申し出た場合 既納使用料の5割
- 2 前項第1号の場合において、使用することができなかった時間に30分未満の端数があるときは、これを30分として計算するものとする。
- 3 使用料の還付を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者の名称等
 - (2) 許可を受けた使用日時等
（使用者の守るべき事項）

第7条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火気の使用又は喫煙をしないこと。
- (2) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
（損傷等の届出）

第8条 使用者は、ナイター施設を損傷したときは、市長に届け出てその指示を受けなければならない。
（申請書の様式）

第9条 この規則に規定する申請書の様式は、都市魅力部長が定める。
（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、ナイター施設に関し必要な事項は、都市魅力部長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に吹田市スポーツ推進委員規則等を廃止する規則（平成28年吹田市教育委員会規則第11号）による廃止前の吹田市立学校運動場ナイター施設使用料条例施行規則（昭和58年吹田市教育委員会規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。